

旭川市愛育センター身体拘束等の適正化のための指針

1 基本的な考え方

旭川市愛育センター（以下「センター」という。）では、旭川市愛育センター運営規定に基づき利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束等を行わない支援の実施に努めるものとする。

(1) 身体拘束等の禁止

身体拘束等は、原則として禁止する。ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害のある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した座位立位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する等の行為はその限りではない。

(2) やむを得ず身体拘束等を実施する場合の要件

やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、その判断は組織的、かつ、慎重に行うこととする。

ア 切迫性

利用者本人又は他の者等の生命、身体、権利が著しく危険にさらされる可能性が高い場合

イ 非代替性

身体拘束等以外に代替する方法がない場合

ウ 一時性

身体拘束等が一時的である場合

2 身体拘束等適正化検討委員会に関する事項

本指針に基づき、身体拘束等の廃止及び適正化を図るため、センター内に身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会での協議内容等

ア 身体拘束等の適正化のための指針の整備

イ 身体拘束等の適正化に関する職員教育の計画及び実施

ウ 身体拘束等の廃止及び適正化に向けた現状把握と取組状況の確認

エ やむを得ず身体拘束等を実施する場合の検討

オ やむを得ず身体拘束等を実施した場合について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討

カ やむを得ず身体拘束等を実施した場合について報告された事例及び分析結果の職員への周知と適正化策を講じた効果の検証

キ その他センター所長が必要と認めた事項

(2) 委員会の構成員

ア センター所長

イ 保育士又は児童指導員

ウ 訓練士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）

エ 看護師

オ その他センター所長が必要と認める者

(3) 委員会の開催

原則、年2回開催とする。ただし、必要に応じ随時開催することができる。

3 職員研修の実施

支援に関わるすべての職員に対し、身体拘束等の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について、年1回以上の定期的な職員研修及びその他必要な職員研修を実施する。

4 やむを得ず身体拘束等を実施する場合の対応

(1) 委員会の開催

身体拘束等の要件等について委員会において以下の項目を協議し、報告書に記録する。

ア 「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を全て満たしているか

イ 身体拘束等以外の手立てを講じることが可能か

ウ 身体拘束等以外の対策が困難な場合、身体拘束等による利用者の心身への弊害及び身体拘束等を行わない場合のリスク

エ やむを得ず身体拘束等を実施することを判断した場合、「拘束の方法」、「場所」、「時間」等について

(2) 利用者及び保護者等への説明

ア 身体拘束等に関する同意書（様式第1号）の内容を説明する。

イ 個別支援計画に身体拘束等を実施する可能性とその内容について記載し、利用者及び保護者等に説明の上、同意を得るものとする。

(3) やむを得ず身体拘束等を実施した（個別支援計画に記載がない）場合の記録及び委員会への報告
個別支援計画に記載されていない場合は身体拘束等経過記録（様式第2号）に必要事項を記録し、委員会に報告する。

5 利用者等に対する本指針の公開

利用者や保護者等に身体拘束等の廃止及び適正化への理解と協力を得るため、センター内に本指針の掲示を行うなど、積極的な情報の公開に努めるものとする。

附 則

この指針は、令和6年 4月 1日から施行する。

改訂 令和8年 4月 1日

様式第1号

身体拘束等に関する同意書

愛育センターでは個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育を提供することを原則としています。ただし、以下の3つの要件をすべて満たす状態にある場合は、やむを得ず必要最低限の身体拘束及びその他の行動を制限する行為を行うことがあります。

《やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件》

- ① 切迫性 : 利用児本人又は他の利用児等の生命、身体、又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

《身体拘束等を行う可能性がある項目》

- ・施設内外における事故や自傷、他傷行為からの危険回避等（行動の制止、居室等の施錠）
- ・車いす等から落ちないようにベルトをつける。
- ・食事、排泄、着脱等日常生活動作における介助（身体を抑える等）
- ・クールダウンの為の別室静養

お子様がより安心・安全に過ごして頂けるよう、職員一同努めて参りますので、御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

旭川市愛育センター

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用児名 _____

保護者氏名 _____

身体拘束等経過記録

令和 年 月 日 ()

報告者

日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
場所			
活動場面			
当該児童の様子 (心身状態)	(興奮・訴え・行動・外傷など)		
必要と判断した理由			
当該職員の対応	(姿勢補助装置・抑制・施錠・その他)		
家族への連絡	連絡者氏名		連絡を受けた家族

【身体拘束等適正化検討委員会記入欄】

--

(年 月 日)